

令和5年度第1回国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画  
策定検討委員会

令和5年8月3日  
国分寺市役所  
第1・2委員会室

次 第

- 1 子ども家庭部長挨拶
- 2 委嘱状交付
- 3 委員自己紹介
- 4 委員長，副委員長互選
- 5 事務局より
  - ・ 現計画について
  - ・ 次期計画について
  - ・ 本会議の役割について
  - ・ 次期計画策定スケジュールについて
  - ・ 国などの動向について
- 6 自由討議
- 7 市民意向調査（案）について
- 8 その他

\* 配付資料については裏面参照

## ■ 配付資料

---

- 5-1-1 国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会設置要綱
- 5-1-2 委員及び事務局名簿
- 5-1-3 次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画について
- 5-1-4 次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定スケジュール
- 5-1-5 こども基本法パンフレット
- 5-1-6 こども基本法
- 5-1-7 こども大綱のイメージ  
※こども家庭審議会基本政策部会第2回資料より抜粋
- 5-1-8 こども・若者，子育て家庭を取り巻く状況について  
※こども家庭審議会基本政策部会第3回資料より抜粋
- 5-1-9 国分寺市地域福祉計画子ども・若者支援に関するアンケート  
(平成30年度実施市民意向調査票 (就学前児童の保護者))
- 5-1-10 次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画に係る市民意向調査概要について
- 5-1-11 市民意向調査 (案) (就学前児童の保護者・小学生の保護者と小学生)
- 5-1-12 市民意向調査 (案) (12歳から18歳)
- 5-1-13 市民意向調査 (案) (18歳から39歳)
- 5-1-14 国分寺市子ども・子育て支援に関する現状と課題の分析報告書

令和5年度第1回  
国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会

日時:令和5年8月3日(木)午後3時00分～

場所:第1・第2委員会室

出席者(敬称略)

委員 入江 優子(委員長),永野 咲(副委員長),新保 友恵,鈴木 恵子,前田 住榮,  
畠中 浩樹,佐藤 文,波田 桃子,平原 直樹,坂本 岳人,桑野 正樹,石丸 明子,  
關 友矩

事務局 宮本 学,千葉 昌恵,齊藤 幸芳,山田 憲晴,山根 彩奈,堀田 恵里

事務局 皆様こんにちは。本日はお忙しい中,また暑い中,お集まりいただきましてありがとうございます。次第にありますとおり,本日は本委員会の委員長及び副委員長を決定していただく予定であります。委員長,副委員長が決定した後,本委員会の進行を委員長へお譲りする予定でありますので,それまでの進行は事務局にて行わせていただきます。

委員長,副委員長決定までの進行を務めさせていただきます子ども家庭部子ども若者計画課の齊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本委員会は傍聴可能となっております,市のホームページや市報等で開催の情報をお知らせしております。また,会議の記録作成のため,録音について御了承くださいますようお願いいたします。

それでは,委員会を開催するに当たって,委員の出欠状況及び委員会の開催についてお知らせさせていただきます。現在,委員13人のうち12人に出席いただいております。なお,委員が遅参にて午後3時半頃からの出席と聞いておりますが,委員の過半数が出席しておりますので,国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会設置要綱第7条第2項に基づき,国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会が開催できることを確認しております。

これより令和5年度第1回国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会を開催いたします。

なお,本日,委員が御都合により午後4時までの出席と伺っておりますので,会議途中で退席予定です。委員の皆様はあらかじめ御承知おきくださいますようお願いいたします。

続きまして,配付資料の確認をさせていただきます。事前に郵送にて各委員に資料を送付させていただいております。資料は,開催通知,次第,資料5-1-1から5-1-12をお送りさせていただいております。資料番号については,各資料1枚目,右上にインデックスでも表示しております,資料番号をお伝えするときには,このインデックスを御参考いただければと思います。また,本日は委員会が初回となりますので,簡単にはございますが,本委員会について説明させていただきます。

資料5-1-1「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会設置要

網」を御覧ください。右上に1のインデックスがついている資料を御覧いただければと思います。

この会議は、表題にもありますように、「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会設置要綱」に基づいて開催することとなっております。

概要については、御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、改めて説明させていただきます。会議の設置目的については、第1条に「こども基本法第10条第2項の市町村こども計画及び母子保健計画についての策定に関し必要な事項を検討するため、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会を設置する。」とあります。お手元にお配りしております黄色の冊子が、現在本市で策定して運用しております「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」であり、令和2年度から令和6年度までの計画となっております。つきましては、要綱にのっとって会議を開催していくこととなります。

計画の詳細については、後ほど詳しく説明させていただきますが、令和7年度以降の次期計画を作るため皆様にお集まりいただいております。

では、次第に基づき、委員会を進めます。最初に子ども家庭部長の宮本より御挨拶をさせていただきます。

## 1 子ども家庭部長挨拶

宮本部長 子ども家庭部長の宮本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。現ポストで2年目となります。子ども施策については、国でも様々な事業等が進んでおり、重要な課題と捉えています。皆様におかれましては、お忙しい中、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、委嘱状を机上に配付させていただいております。本日、令和5年8月3日が委嘱日となります。市長からの委嘱となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員会の所掌としては、計画の策定に関して検討をして、その結果を市長に報告し、終了となります。日頃より様々な子どもの関連事業に御理解と御協力を本当にありがとうございます。現在も新型コロナウイルス感染症につきましては、なかなか落ち着いておりません。また、この時期は熱中症も非常に心配で、大変な時期ではございますが、皆様におかれましては、各事業所内で感染対策を継続的に行っていただいていると思います。

また、国は4月にこども家庭庁を設置しまして、様々な事業を展開、進める予定です。市といたしましても、それらの状況を踏まえまして、事業を展開していきたいと考えてございます。国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画の現計画について、昨年度中間見直しを行いました。令和7年度スタートする次期計画について、今回皆様にお集まりいただきまして計画策定検討委員会を開催させていただきます。ぜひ忌憚のない御意見をいただいて、計画策定の検討を我々も進めてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

## 2 委嘱状交付

事務局 続いて、委嘱状の交付となります。委嘱状の交付につきましては、先ほど宮本より御挨拶

撻でお伝えさせていただきましたように、机上配付とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

### 3 委員自己紹介

事務局 それでは、次第3 自己紹介に移りたいと思います。繰返しになりますが、本日は委員会の初回となります。皆様から自己紹介をいただきたいと考えております。机上に配付しましたこの委嘱状の順番が席順となっておりますのでよろしくお願ひします。

なお、資料5-1-2が名簿でございます、皆様の所属が記載されております。参考にしていただければと思います。

(各委員自己紹介)

#### 事務局紹介

事務局 ありがとうございます。それでは、大変恐縮ですが、事務局からも少し自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

### 4 委員長、副委員長互選

事務局 続きまして、次第4 委員長、副委員長互選となります。委員長、副委員長につきましては、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会設置要綱第6条に基づきまして、委員長及び副委員長は委員の互選により定めることとなっております。委員長、副委員長に立候補または推薦をお願いいたします。

委員 私から推薦をさせていただきたいと思います。入江委員を委員長に推薦させていただきたいと思います。先ほど自己紹介で、子どもの居場所や子どもの貧困など、次期策定の検討に当たって、本当に知識や経験等豊富でいらっしゃいます。また、国分寺市で社会教育委員もされており、社会教育分野を通じて国分寺市の様々な状況も踏まえ、計画策定の委員長にとってもふさわしいと思ひまして、推薦させていただきます。

事務局 ありがとうございます。ただいま委員から入江委員を御推薦いただいたところですが、委員の皆様いかがでしょうか。

(拍手)

ありがとうございます。本委員会の委員長が決定しましたので、入江委員、委員長席に移動をお願いいたします。では、早速ではございますが、入江委員長、副委員長の推薦がございましたらお願ひできますでしょうか。

委員長 大役を仰せつかりました入江でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。私は教育畑でございますので、計画策定には社会福祉分野からお力添えをいただきたいと思ひまして、永野委員を副委員長に推薦したいと思ひます。いかがでしょうか。

(拍手)

事務局 ありがとうございます。永野委員、副委員長席に移動をお願いいたします。

国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会の委員長、副委員長が決

定いたしました。委員長、副委員長から一言御挨拶いただければと思います。では、委員長からお願いいたします。

委員長 委員長を仰せつかりました入江です。今年こども家庭庁が発足し、教育と福祉、子どもの政策についてずっと長い間、谷間をなくすことや切れ目のないなど様々なことが言われていながら非常に難しい問題として取り扱われてきたかと思っています。

冒頭でも少し申し上げましたが、文科省の職員をしていたときも、厚労省とも数多くのやり取りをさせていただきました。この膨大な資料を見ると、厚労省の資料を思い出します。国は様々な制度を作ってきましたが、子どもと保護者に直接接しているのは自治体です。様々な政策がありますが、一番身近な存在として、当事者にとってより良いものにしていくには、自治体にどのような計画があり、どのように取組が行われていくかが大事だと考えています。そのような意味で、今年こども家庭庁が発足し、子どもを主体として一元的にみんなで力を合わせようという流れがあり、一番最先端に行く自治体の計画に参画できるだけでも喜びだったのですが、大役を仰せつかり、皆様と一緒にこの問題を考えていけること、本当にうれしく思っております。若輩者でございますので、特に福祉分野に関して知識不足の面も多々あるかと思っています。皆様からお力添えいただきながら一緒に作っていきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

副委員長 副委員長を仰せつかりました永野です。今年度国でも大きな動きがあり、本当に大事な節目の計画になるかと思っています。血液が隅々まで行き渡るような感じを何となくイメージしております。委員長がおっしゃったとおり、子どもの権利、主体性を大事にしながら、特に困難な状況に置かれる子どもたちにも目配せしながら良い計画にしたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。それでは、委員長に進行をお願いします。

## 5 事務局より

委員長 それでは、ここから進行を務めさせていただきます。本日は初回なので、事務局から多くの説明があると思います。早速ですが、事務局に一旦お戻ししますが、次第4まで進んできました。委員長、副委員長の互選が終わりましたので、次第5 事務局より説明をお願いします。

次第5 事務局よりについては、私どもから説明させていただければと思います。本委員会での議論に当たりまして、計画の内容や本委員会の役割、計画策定スケジュールなど、先ほど説明した内容と重複する部分もあろうかと思いますが、次第に記されている内容について順を追って説明させていただきます。

まず、現計画について、「国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画」を基に説明させていただきます。計画の表紙の右上に令和2年度から6年度と書いてありますとおり、5か年の計画となっております。計画の4ページを御覧いただければと思います。計画の位置づけがここに書いてありますが、次期計画を作るに当たって、皆様から御意見をいただきますが、現計画がどのような計画なのか、概要を説明させていただきます。

本市の計画は、福祉分野の計画を1つにまとめている国分寺市地域福祉計画に子ど

も分野の計画として位置づけられており、子ども・若者支援、子育て支援も含めて、具体的な方法やその取組をこの計画で定めております。これは様々な法的根拠に基づく計画に位置づけておまして、それを一体的にまとめているものでございます。

後ほど次期計画の説明の際にも、どのような位置づけがあるのか説明させていただきますが、簡単に申し上げますと、子ども・若者また子育てに関わるあらゆる計画をこの1つの計画にまとめ上げているものです。計画の5ページにある4計画の対象を御覧ください。本計画の対象となる子ども・若者の範囲でございますが、子ども・若者育成推進法がございまして、その大綱に基づきまして、生まれる前の妊娠期から40歳未満のポスト青年期までを計画の対象としております。計画の推進については、計画を作るだけではなく、先ほど申しましたように、計画の評価を行いながら進めてきた経緯がございまして。

次期計画について、資料5-1-3を御覧いただければと思います。現計画の位置づけについては、簡単に説明させていただきましたが、この計画をベースに次期計画の位置づけがあります。次期計画はこれまで同様に、国分寺市地域福祉計画の子ども分野に関わる計画として位置づけます。そして、本市における今後の子ども・子育て・若者支援施策の具体的な方向や取組内容について、次期計画に定めていきます。

施策とは、よく役所で使う言葉ですが、簡単に言うと施すべき対策の意味になります。主として何か取り組むべき課題、方向性があったときに、それをどのようにやっていくのか、これが施策になりますが、子どもや子育て、若者に対する施策を計画としてまとめ上げるのが次期計画になります。

具体的にどのような計画を位置づけるのかが、(1)から(5)になります。特に(1)が今回の次期計画の特徴となります。こども基本法に基づく市町村こども計画が非常に大きな特徴になります。これについては後ほど説明させていただきます。

(2)から(5)以降については、これまでも位置づけを持たせてきたものですが、子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく母子保健計画、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と難しい言葉が並ぶ計画になっておりますが、法的にこのような計画を作ることが指定されているものについて、私どもが一体的に計画を作っていくものになります。

本市では総合的な計画として、国分寺市総合ビジョンがあります。概念図にもありますが、市の大きな方向性、方針などを定めたものを国分寺市総合ビジョンと言います。国分寺市地域福祉計画など上位・関連計画との整合性、連携を図りながら、計画の策定、施策を進めていくこととなります。総合ビジョンについても、現在、切り替えのタイミングが来ておまして、策定の準備がこれから始まると聞いております。概念図の地域福祉計画にも書いてありますが、子ども若者・子育ていきいき計画もこのような関係性になります。大きく分けて2つの視点がございます。1つは、国や東京都の方向性から見た市としての法的根拠に基づく計画の位置づけ。地域福祉計画として、国分寺市総合ビジョンなど市の方向性から見た子ども若者・子育てに関する計画としての視点がこれから出てくるかと思っております。

では、裏面を御覧ください。先ほど(1)こども基本法に基づく市町村子ども計画が非常に特徴となっております。先ほど委員長、副委員長にも触れていただいておりますが、こども家庭庁が今年4月に立ち上がりまして、子どもや若者に対する取組について大きな変化が起きています。その1つがこども基本法となります。こども基本法は、4月に初めて施行されたものになりますが、今までは様々な子ども分野、若者分野に関する計画や方向性が示されていましたが、それを1つにまとめようとする流れとなっております。

資料裏面の左上にこども大綱と記載があるかと思います。国がこども基本法に基づいて、こども大綱を作っています。大綱とは、施策に関する基本的な方針や、施策に関する重要な事項などをまとめたものになります。こども大綱を勘案して、市町村こども計画をつくるのが法律での決め事になっています。また、真ん中にこども基本法に基づく都道府県こども計画がありますが、東京都でも、子ども若者に関する計画を作る予定であります。東京都も計画を作ることができる法的な作りとなっております、大綱と東京都の計画を勘案して、計画を作る位置づけとして法的に持っております。これがこの概念図で表しているものとなります。

こども基本法に基づく市町村こども計画は、こども大綱、東京都が作る計画に基づいて計画を作るわけですが、計画はこの右側の点線枠内にありますように、市町村こども計画と一体的に策定することができる計画があります。それが先ほど(2)から(5)で説明させていただいた計画でございます、これを1つの計画として一体的に作り上げようとしているのが次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画になります。この1つ1つの計画の意味合いについては、追々、皆様に具体的に説明ができればと思っております。繰り返しになりますが、子どもや若者、子育てに関する計画を一体的に作っていくのがこの計画となります。現計画は5年計画ですが、次期計画についても令和7年度から令和11年度までの5か年計画を予定しております。計画策定に当たってどのように進めていくか簡単に説明させていただきますが、皆様に御出席いただいている国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会が非常に大きな役割を占めます。

もう1つは、(2)国分寺市子ども・子育て会議がございまして、2つの会議が連動しながら、計画の策定を進めていくこととなります。計画策定検討委員会について少し説明させていただければと思います。本委員会は、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画策定検討委員会要綱に基づき、次期計画案の一部であるこども基本法に基づく市町村こども計画及び母子保健計画に関し、必要な事項を検討するために設置しています。次期計画の一部とは、計画の全てをこの会議でやることではありません。先ほど少し説明させていただきました子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画は、この会議で議論をするものではなく、直接子ども・子育て会議などで議論して作り上げることで、役割分担することを予定しておりますが、こども基本法に基づく市町村こども計画が大半を占めますので、この会議でそのような議論をすることとなります。

こども計画は、こども基本法第9条に基づいて政府が策定するこども大綱等を勘案して策定する必要があります。子ども・若者の多岐にわたる事項について、幅広い視点で議論や意見交換等を行う過程を経て策定する必要があると本市では考えています。その

ため、様々な立場での委員としての積極的に議論や意見交換等ができる会議を目指して今回の委員構成とさせていただいており、皆様からの御意見などを踏まえまして、この次期計画案を作成していくことになります。

国分寺市子ども・子育て会議は、常時設置している会議体で、次期計画案に関して、市長からの諮問に対して意見を聞き、市に対して答申をすることを議論する会議でございます。また、先ほど申しましたここで議論をしない内容のテーマなどについては、子ども・子育て会議で進めていく予定です。

続きまして、資料5-1-4を御覧いただければと思います。先ほど次期計画について、簡単ではございますが説明させていただきました。この資料では、どのようなスケジュールで計画を作り上げるのかを表しております。上の段が令和5年度。下の段が令和6年度。現計画も2年間通して作り上げてきました。次期計画についても2年かけて計画を作っていきます。令和5年度について、簡単に申し上げますと次期計画を作るに当たっての必要な情報などをまとめ上げることが1つの目標になります。どのような方向性を持って計画を作っていけばいいのかを様々な方法を通して収集していく、まとめていくことが大きな役割となります。令和5年度の市民参加に10月に市民意向調査と書いております。これは文字どおり市民の方々にアンケートをお配りして、今、市民がどのようなニーズを持っていて、どのような課題を感じているか、そういったところを情報として収集していくことが1つになります。また、12月から2月にかけて、子どもの意見聴取と書いておりますが、これは次期計画の目玉の1つであり、大事にしているところです。アンケートで情報を収集するだけでなく、当事者から特に子どもに対して意見を聞く機会を設けたいと考えております。市職員などで現場に行きまして、直接子どもたちとあって、彼らの声に耳を傾けたいと考えております。このように様々な方向から、また、関係団体ヒアリングもございますが、当事者だけではなく、子どもや若者を支援してくださっている事業者の皆様からの声などもお聞きしまして、情報を収集して、方向性を定めていくことを想定しています。令和6年度を御覧いただきますと、具体的に計画を作り上げる年度となっております。完成は令和6年度末の令和7年3月頃を予定しておりますが、それまでの間に計画の素案を作って、それをパブリックコメントにかけるなどして計画を作り上げていくことを予定しております。

計画の策定検討委員会、子ども・子育て会議がそれぞれ並んでおりまして、第1回から記載をしておりますが、これはあくまでもイメージとなっております。日程などについてはまだ決まっておりませんので、委員の皆様と日程調整などをさせていただきながら、この会議の運営などについて作り上げていければと考えております。大体このようなスケジュール感を持って進めていくイメージを持っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。計画を作り上げるのは3月末ですが、その前にパブリックコメントと申しまして、市民の方々に計画案をお示しして、御意見を聞く機会を設けております。それが令和6年12月下旬頃を予定しております。それまでにかなり具体的な計画を作り上げる必要があります。実際には10月頃を目途にこの計画案を作り上げることを目標にしたいと考えておりますので、計画策定検討委員会の第4回頃には、パブリックコメントに際して

計画案を提示できるように、私どもとしては進めたいと考えております。

続きまして、資料5-1-5を御覧いただければと思います。先ほど申しあげましたこども基本法に基づく市町村こども計画、これは非常に大きなポイントと説明させていただきました。説明に当たって、まずこども基本法はどのようなものなのか一定の共通認識、御理解をいただく必要と思いましたので、資料として御用意させていただいております。開いていただきまして、「『こども基本法』を御存じでしょうか?」と書いてありますが、こども基本法は、令和5年4月こども家庭庁の創設と同時に施行された新しい法律です。こども基本法は、この計画を作るに当たって、またこの施策を推進するに当たって非常に重要な位置づけとなる法律となっています。この法律の理解なくして計画を作ることも、また様々な施策を行うこともできないこととなりますので、改めて説明させていただくものになります。

この冊子は、こども家庭庁のホームページでどなたでもダウンロードができる資料となっています。本来はカラーの非常にカラフルなパンフレットとなっているのですが、申し訳ございません、白黒となっておりますが、御容赦ください。4ページにあるこの法律がどのような目的によって作られたか、簡単にですが説明させていただきます。

全ての子どもや若者が将来にわたって、幸せな生活ができる社会を実現するため、こども基本法が作られています。子ども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市町村など社会全体で子どもや若者に関する取組「こども施策」を進めていきますとあります。こども家庭庁も出てきますが、これは国だけではなく、東京都、市町村が一体となって進めていく意味が込められています。具体的にどのような取組を行っていくのか、また、そもそも「こども施策」とはどのようなことなのか、次の5ページに書いてあります。

役所の職員としても、分かったつもりになってしまうので非常に危ないと思っていますが、「こども施策」がどのようなことなのか、大人になるまで切れ目なく行われる子どもの健やかな成長のサポートをすること、これを「こども施策」と言っています。様々な書類で「こども」の表現が様々な漢字、表現で出てきています。こども家庭庁、こども基本法に基づくこども計画は、全て子どもの「こ」が平仮名になっています。これには意味がありまして、様々な子どもに関わる法律は、いろいろな表現で子どもが記載されています。例えば子どもの「子」は漢字で「ども」は平仮名、青少年、児童、様々な表現があります。多くの法律で子どもが何歳のことか、明確に定義がされています。先ほど波田所長からも児童相談所では18歳未満の子どもまでが対象とありましたが、この子どもが非常に特徴でして、年齢が明確にされております。

次ページ6番、「『こども』とは、何歳までのことですか?」とありますが、子どもとは、こども基本法では18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないように心と体の発達の過程にある人を「こども」としています。今までいろいろな方法、定義によって子どもが表されていましたが、明確な年齢区分を設けずにこの施策を行っていくのがこども基本法に基づく内容の特徴となっています。あえて平仮名になっているのは、そのような意図からだと思えます。本市において、子どもをどのように表現していくのか、正直まだ決まっておられません。計画の策定過程で、どのようにしていくべきかを慎重に検討しま

して定めていく予定となっております。

7ページを御覧ください。「こども施策を決める上で大切なことはありますか？」で、こども施策には6つの基本理念を掲げています。この基本理念が次期計画にも大きな関係を持ってきます。1番から6番について全て読み上げるのは時間の都合上で割愛させていただきたいと思いますが、これらの基本理念に基づいて法律が作られており、私どもの次期計画についても形づくっていくこととなります。計画を作るに当たって、決めようとしていること、作ろうとしていることが何に関係するのか意識することが必要となってきますが、そのヒントとなるかと考えております。

9ページ、10ページについては、児童の権利に関する条約についてコラムとして書いており、権利について非常に強調されています。権利について、計画に対してどのようにうたっていくのか、どのように表現していくのか、こども大綱やこども基本法の内容をしっかりと理解しながら進めていければと考えております。

11ページを御覧ください。「こども施策にこどもや若者の意見を取り入れたほうがいいのかのでは？」との質問があります。先ほど子どもの計画を作るに当たって、子どもの意見聴取が非常に特徴と説明させていただきました。国がこれについて非常に強調しております。「こどもや若者の意見を聴きながら、国や都道府県、市区町村は、こども施策を進めていきます」と書いておりますが、私どもとしては、保護者に対してももちろんですが、子どもや若者、当事者に対しても意見を聞いていく、市としても大事にしながら進めていければと思っております。第2回の会議では、子どもの意見聴取、子どもから意見を聞くに当たってどのような視点で、どのようなことを聞くかも御議論いただくことを考えております。そういったことも話し合うことを頭の片隅に入れておいていただければと考えております。

そういうようなことがこの冊子に書いてありますので、今回全ての内容に触れることはできませんが、お時間があるときにでも内容を御覧いただければと考えております。

最後に現在の国の状況について説明させていただきます。資料5-1-7はカラー刷りの資料で、資料5-1-8はかなり分厚いですが、横向きの資料となっております。先ほど説明させていただいたように、国は、東京都や市町村にこども大綱を示すために、現在作成しております。市町村こども計画を作るに当たって、どのようなことを重要として、どのようなことを項目として上げるのか、国の会議で話し合われております。会議で使われている資料の一部を抜粋させていただきました。資料5-1-7を御覧いただければと思っておりますが、生まれる前から学童期、思春期、青年期で、こども施策と言っても非常に幅広いです。様々な視点で、いろいろな項目について議論をする必要があることから、国ではこども大綱を作るに当たっても非常に多岐にわたった部会を通して話し合われております。市としても、全てを私どもで網羅することは正直できませんが、どのような内容にフォーカスを当てて整理していくのか見定めていく必要があります。そのため、どのような視点を置いて、話し合われているのか少しイメージを持っていただければと思ひまして、参考に出させていただきました。特に裏面の「こども大綱のイメージ」を御覧いただければと思ひますが、結婚前から結婚、妊娠、出産、子育て、様々な単語が出てくると思ひます。皆様

の現場などでとても関係の深い内容や言葉なども出てくるかと思いますが、こういった1つ1つのことについて議論されていて、大綱としてまとめられる予定です。もともとこども大綱は、秋頃に示される予定でしたが、会議の様子からは、年末頃の見込みと想定しております。会議でこども大綱について御紹介できるのは、恐らく第3回の1月の会議になると考えております。資料5-1-8については、これも先ほど申しました国の会議で出てきている資料の抜粋ですが、「こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況について」、これまでの国の白書からの資料を抜粋したものでございます。本来であれば、国分寺市の状況と対比した資料として御提示できればよかったですのですが、本日は国の全体的な様子を参考までにこの資料をつけさせていただいております。開いていただきますと、日本の人口構造などについて出てきます。これは2022年までが実績値、それ以降が推計値として数値が出ておりますが、見ても分かりますように非常に急速なペースで人口減少を推計しております。このような非常に大きな変化のある時期に計画を作ることがどういうことなのかをも少し読み取れるかと思っております。裏面にも今の年代別の人口や、子どもがいる世帯状況、出生数と合計特殊出生率の推移などが出てきます。未就学人口や子どもの人口については、国の動きと国分寺市の動きは、実は少し乖離しておりまして、傾向が少し違うところもあるのですが、大きな方向性としては、国分寺市も国と似たような方向になってくると考えております。近い将来、どのようなことが起こり得るのかを想定して、見ていく必要があると考えております。「2030年代を境に加速度的に急減する若年人口」とありますが、最近、国が3年程度集中して少子化対策を行っていくことが岸田総理からも話が出ておりますが、それはこの数字が少しそれを出してありまして、出生数の推移が非常に急減しています。この何年かで具体的に取組まないと急減に歯止めをかけることが難しいとの実績から、そのような取組をする時期にあります。このページ以降も「乳幼児期～学童期～思春期～青年期」で、それぞれの年代別にトピックとして抜粋された統計的な情報が出ています。この資料については、今後の計画策定や、後で少し触れさせていただきませんが、市民意向調査のアイデアの1つとして参考にさせていただければと考えております。虐待や、ひとり親世帯に関すること、また貧困率、それぞれ重要なトピックも出てきますので、お時間のあるときに御覧いただければと考えております。以上、雑駁ではございますが、事務局からの説明は以上です。

委員長 難しい種々の計画を一緒にしていかなければならないこと、非常に多岐にわたる制度、政策、そして計画を引き受けて、子ども若者・子育て家庭の支援の計画を立てていかなければならないことはきっと伝わったのではないかと思います。何か御質問があればお受けいただけるとのことですので。初回ですので何でもいいのではないかと思います。行政の方からでもよろしいのではないのでしょうか。質問を出すのに読み解くのが大変かもしれません。本日これを全部理解してくださいということではないと聞いております。初回ですので、イメージが少しでもつければ、追々これらを踏まえながら、国分寺市としてどのような柱を大事にしていくか骨子が出来てまいりますので、そういったところからまた紐解いて、大もとの国の政策を参照していくぐらいの感じでもいいかと思っております。では、本日のところは、質問は追ってさせていただければと思います。

それでは、次第6 自由討議に移りたいと思います。本日、現計画や次期計画のこと、国の動向、社会状況などについて、事務局から説明がありました。資料5-1-3を見れば、計画だけでも(1)から(5)まであって、簡単に言うともども基本法ができて、こども計画を作ることがあって、元々子ども若者計画もあり、母子保健計画もあり、それから少子化対策などもありと、そういったものを一体的に作っていくこと、それが市の地域福祉計画にも位置づいていることがありました。こういった非常に横断的に位置づいた計画を立てていく目標もありますが、最初から大きいビジョンを描くよりは、皆様の足元から見えている子どもや保護者像から課題意識を吸い上げて、実現していくアプローチが一番子どもと保護者に近いと思います。自由討議で、各委員が御自身のお立場から現状の課題として感じていることや、今のイメージでも構いませんので、子ども政策に対して期待することや大切にしたいと思うこと、一言ずついただければと思っています。私ばかりしゃべってしまうと一方的な感じがしますので、私は最後にさせていただいて、皆様から順番にお願いできればと思います。お一人3分以内でと事務局から仰せつかっておりますので、よろしくお願いします。

委員 本日はどうしても外せない用事があり早退させていただきます。今回の資料が届いたのが会議3日前であまり読み込めてないので、私から意見は特に出せません。本論と少し違いますが、可能であれば、資料を事前にダウンロードをすることは可能でしょうか。郵送ももちろんあればいいのですが、データがあると思いますので、ダウンロードができれば、少しでも早く資料を読むことができます。北区でも同じことがありまして、委員からの意見で変わった経緯もあったので、可能であればそうしていただければと思います。それでも意見をすぐ出せるか分かりませんが、お願いしたいと思います。

委員長 ありがとうございます。データでの御依頼がありましたので、御検討いただければと思います。

事務局 ありがとうございます。このたびは資料の発送が遅くなりまして、大変申し訳ございませんでした。私どもとしても、遅くとも会議1週間前には発送できるよう努めていきたいと考えております。また、メールで資料をお送りすることについても、併せて実施できればと思っています。初回から膨大な資料をメールでお送りするのも非常に申し訳ないと思っております。今回は資料発送のみとさせていただきます。次回以降はデータでも送付したいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

委員 ありがとうございます。あといただいた資料がモノクロなので、データでいただければカラーで参照もできますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。では、委員お願いしてもよろしいでしょうか。

委員 私も資料を見たのですが、よく分からなかったのが現状です。基本的に子どもたちからフォローしていかないと、その子どもたちが大人になったときにうまくいかないのではないかと感じています。子どもから大事にしなければいけないことを少し痛感しています。恐らく私が孫のいる世代なので、一番年上だと思いますが、子育てはすごく大変だと感じています。保育園にしても何にしても、核家族化が進んでいますので、預け先が見つからない、何かあったときにどこへ預けるか、皆様結構苦労しているので、細かい小

なことしか分からないのですが、そういったところからフォローしていければと少し思いました。本当に勉強させていただくつもりでおりますので、どうぞよろしく申し上げます。

委員長 核家族や保育園の問題です。お孫さんの関係で直面していることで、小さなことのお話がありましたが、そのような本当のニーズをできるだけキャッチしたいと思います。

委員 市の説明を聞いて、本当に途切れのない支援を今後この施策に取り入れていくことが良く分かりました。私、現場に入っていないのですが、現場のファミリーサポート担当職員から保護者の声を聞いたところ、多胎児、0歳、1歳、双子、三つ子へのサービスをもう少し充実させたい。どこに連れていくのにもタクシーで行くことや、1人で2人、3人を公園に連れていくのも大変なので、多胎児のサービスの充実を求める声を聞いています。また、夜まで援助会員にいていただいても、夜遅くまで仕事をされている父親、母親の支援などの充実が今後は大事との話も聞いております。

委員長 双子のベビーカーは大きくてバスに乗るのも大変です。子育てにお金がかかることが大きな理由と先程も意見が出ておりましたが、なぜお金がかかるようになったのか検証していく必要があると感じました。

委員 いきいき計画について、まだ理解できていないところですが、大変大きな計画になると思います。私としては、目の前の仕事の関係ですと、放課後等デイサービスに通っている子どもの親が非常に様々なことで悩んでおります。また、普通学級の子どもでも、少し学習が追いつかない、友達とうまくいかない、そういうことをきっかけに普通学級から支援教室に行かなくてはいけないのではないかなど、様々悩んでいましたので、その辺の不安を少しでも和らげるために、市の計画として何かうまく機能できることがあればと少し具体的に考えていきたいと思っております。

委員長 発達障害の子どもへの学校の対応が非常に充実してきていますが、放課後等デイサービスに行くお子さんも本当に多くなっています。保護者も就学相談の関係は本当に悩みが多いところがありまして、学校の立場は、学校教育担当課長を差し置いてなんです、特別支援の関係は、今、本当に結構膨れ上がっています。普通学級に行く子どもも多いですが、支援教室を利用する子どもも多いです。支援教室に教員を取られて教員不足も起こっていて、この共に育つ関係性とその子どもに合った個別支援を両立していくことは、教育福祉を挙げて考えていく問題と思っております。こういった問題も計画のどこに入れるかを考えていきたいと感想として思いました。

委員 今すぐに計画への意見は私も思いつかないのですが、本当にこれからの子どもを取り巻く状況は様々あるかと思えます。子ども自身もありますが、その子どもを取り巻く家庭では、親に様々なことがある家庭もあるかと思えますので、何か包括的にそういった全ての子どもを取り巻く家庭をみんなで見守っていけるような支援していけるような計画により一層なればと思っております。少し曖昧な言い方で申し訳ありません。

委員長 こども基本法は、こどもの権利を大事にすることですが、当然子どもの生育環境として、家庭や親の状態はとても大事になってきます。家庭のニーズなのか、子どものニーズなのかも非常に複雑に絡み合ってきますが、切れ目ない支援をどのように捉えられていくかは大事な視点と思いました。

委員 いきなり各論になってしまうかもしれないので申し訳ありませんが、私ども9市管轄して、どの市がどのようなサービスを持っていて、どのような要件なのか少し私も整理し切れなくて、国分寺市は違うかもしれないのですが、全体的な話をしますと、家庭養育の原則があるので、基本的に最終的には児童相談所でお預かりして、社会的養護で養育されていく子どもたちもいますが、基本は在宅で子育てを支えていくことだと思います。そのような家庭を支えていくことで、今、痛烈に私が感じているのが、ショートステイと放課後等デイサービスです。放課後等デイサービスと障害の子どもショートステイは、絶対的な量が足りないと思っています。ショートステイですが、国分寺市の細かい要件を忘れてしまったのですが、児童養護施設へのショートステイは、大体2歳から小学生ぐらいの自治体が多いですが、0歳から2歳の乳児のショートステイも必要です。あと意外と多いのが中学生以降です。親とのトラブルなどで、少しお互い距離を取ったほうがいいようなケースも多々あります。児童相談所での一時保護も常時定員を超えており、150%ぐらいあることが常態化しています。1泊すればいいようなケースでも一時保護することができない状況にあります。児童相談所での一時保護に至る前にショートステイで2泊でも3泊でもして、お互い冷静になれるような仕組みがあればと痛感しております。

あとは発達障害の子どもです。手帳を持っていなくても放課後等デイサービスは使えると思いますが、親とのトラブルなどで、その子どもの特性を親が受容できなくて、小さい頃は虐待になることや、年齢が上がってくると、逆に今度は子どもから親への暴力になることも多々あります。親子で向き合う時間を少しでも短くするために、あと子ども自身、楽しく過ごせるような場、ストレス発散できるような場として、放課後等デイサービスもすごく必要だと思っています。事業者が多くあっても結局利用できない、いっぱいでは幾つかの事業所を掛け持ちして週1日ずつ3か所に通うような話もあり、子どもの負担にもなっています。量が足りないとは思っています。障害のある子どものショートステイもあるにはありますが、障害特性に配慮されたショートステイがもう少し増えればと思っています。

委員長 在宅支援が基本との話がありましたが、97%は在宅で、基本的に養護施設での措置になる子どもは3%ぐらいだと思います。何らかの通告などあっても在宅で支援を受けていくことになったとき、当然ながら急に親子関係が改善することはないと思いますので、居場所やサポートして下さる方々が重要になります。学校のケース会議などでもつながりがない問題は、本当に大きいと感じています。虐待と聞くと乳幼児期を想起される方も多いですが、半数は学童期以上の問題でもあります。こども家庭庁や居場所の話が出ていますので、居場所づくりで、発達障害の子ども親の話もありましたが、居場所の数があればいいのでは恐らくなく、その子どもに合った居場所がどのように量的に確保できるのかは非常に大事なことです。市に期待したいところですので、計画でも扱っていくことになるか思います。

委員 私は人権平和課におりまして、文字どおり人権もあるのですが、併せて男女平等の関係も所管してございます。現計画にも様々な施策で私どもの事業が載ってございますが、こども基本法については、全ての子どもということで、当然それが大前提になるかと思えます。国分寺市では、それこそ子どもだけではなく、すべての人を大切にすまちは宣言を

令和3年にしてございます。宣言はもちろん理念的なものではございますが、その理念の下、もちろん子どもにとっても人権は大事な分野でございます。そういった啓発も含めて私どもでさせていただいております。詳細はまたそのときそのときでと思っておりますが、現計画にも少し出ておりますので、御紹介だけさせていただきます。

子どもたちの教育啓発として、我々人権平和課は平和事業もやっております。明後日の土曜日から小学生、中学生を連れて広島にいったまいます。ピースメッセンジャーの平和事業をやっており、私も含めて市長はじめ広島に行っていまいます。そういった事業も計画に載せてございますので、そういったもろもろ含めて役立てられればと思っております。

委員 私、4月から保育幼稚園課長に着任いたしました。その前の4年間は子育て相談室で子ども家庭支援センター長も兼務して、こどもの発達支援センターつくしんぼも併せて一緒にやっておりました。ちょうど平成31年度に子育て相談室に異動したタイミングで、現計画を策定しており、1年間委員として関わらせていただきました。改めてみると、現計画で、状況が変わっているものもあれば、なかなか状況が変わらないところもあり、難しい部分もあることを感想として持っています。また、相談室の前は生活福祉課にありまして、生活困窮者の支援とひとり親家庭の支援もしておりました。現計画では、ひとり親家庭もでございますが、当時と比べても、ひとり親家庭を取り巻く状況はなかなか変わらないことがあり、なかなか難しいと思っております。

改めまして、この計画に関しましては、皆様と一緒に様々な意見を交わしながら、次期計画をよりよいものにしていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

委員 私どもが所管している児童館や学童保育所、プレイステーションを利用する子どもたちやその家庭について、現場から見えてくるものとして、こども大綱のイメージの課題として挙げているような児童虐待やいじめ、不登校、引きこもり、非行少年といった課題、困難を抱える子どもたちや家庭があります。それぞれ個別に様々な事情を抱えていて、既存の施策や事業ではなかなか解決が難しいこともありまして、きめ細やかな対応が求められていると感じています。また、関係機関との連携や分野横断的にその課題をどう解決していくのか、そういった視点が重要と考えております。今後の次期5年間の計画で、そういったきめ細やかさや地域の特性を捉えて、どのように施策、事業に入れ込んで、計画に落とし込んでいけるのか、担当課としてもしっかりと考えて、計画策定委員会で皆様とよりよい議論をさせていただいて、いい計画を作っていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

委員 長 施策横断的、分野横断的について、引き受けていきたいと思っております。

委員 子ども家庭支援センターで、今年度からヤングケアラーの支援を担当しております。新しくコーディネーターを配置しているのですが、どう動かしていくか、周知、普及啓発もまだまだだと思っております。教育との連携もこれからと考えていますので、次期計画で少し考えたいと思っております。あと資料にも子ども家庭センターとありますが、子ども家庭支援センターで対応している児童虐待の相談と保健センターでやっている妊娠中から就学前までの様々な相談、そういったものを少し統合していくことを国からも話があります。

国分寺市としてもどのように対応していくのか大きな課題と考えています。併せて、そういった相談はとて専門性が求められます。先ほどショートステイや放課後等デイサービスの話もありましたが、最後は人が関わってくるといいますか、施設もですが、人の質と量はとても大事だと思っています。職員の育成についても課題を多く感じておりますので、そういったところも計画策定に合わせて考えていきたいと思っています。

なお、国分寺市のショートステイは、2歳から義務教育終了までが対象となっております。

委員 当課においては、小学校、中学校を所管しておりますので、切れ目のない支援としては、就学前の期間である保育所、幼稚園なども含めて連携していくことが現在も行っておりますが、より充実させていくことが重要になってくるかと思っています。また、先ほど特別支援教育に関して、保護者が不安に思われているお話がありました。国分寺市でどのような特別支援教育が行われているのか不安があると思います。当課では、年度当初に特別支援教育に係る説明会を例年実施しております。就学前児童の保護者を対象として開催しております。資料に関しましては、ホームページに載せて閲覧できるようにしております。保護者にとって、より分かりやすい資料を作成する必要があるため、今まさに資料の改善に取り組んでおります。保護者の不安をより取り除くことができるよう取り組んでいきたいと考えております。

副委員長 切れ目のない支援がこども家庭庁の大きな目的の1つでもあると理解しています。少し前に市町村を回ってインタビュー調査するプロジェクトに関わっていたことがありました。そのときに分かってきたこととしては、切れ目はどこにできるか言えば、保育、教育、福祉の業種の境にできること、子どもの年齢でできること、ニーズの間にできることが分かりました。ニーズは、全員が必要なポピュレーションアプローチと、特別なニーズを抱えた子どもたちに必要なものは、実は結構な境目があります。社会的養護の話をするときに子育てひろばと一緒に話ができないと、切れ目ができてしまう。今回横断的になると良いと本当に思いました。それが1点目です。

もう1つは、切れ目の話を続けると、私の住む自治体で母子手帳をもらう際に、本当に何がワンストップサービスだと感じました。私、一応専門は子ども家庭福祉ですが、担当と思われる部署に行くと、そこは保育の部署でたらい回しに遭いました。夏に妊娠していて結構気持ちが悪く、3階と言われ、一生懸命上がって行って、やっと手帳をもらうと、物すごい量の資料を渡されて、何か御心配はありますかと聞かれ、保育園に入れるかすごく心配で、仕事復帰しなければならない。と話すと、保育課はまた別のところで戻らされました。本当にワンストップはすごく大事だと思って、保護者から見ると、子どものことでも部署が分かると、質問しても全く答えてもらえない。国分寺市は違うかもしれないので申し訳ありませんが、全戸訪問で赤ちゃんのチェックが入って、質問ありますかと聞かれ、保育園に入れるか心配ですと話すと、その方は保育のことは全く分からないので、ほかのところに聞いてくださいと言われました。保護者から見ると同じ市でやっていることで、子どものことを見てくれているとは思いますが、そのようなことがないと思いしました。

子育て罰という言葉があります。子育ては罰だと。子育てをしようとして選んだ人たちに罰が加わっているとありますが、子育てが子育て罰みたいにならないようにしないといけない。本当はとても豊かな営みのはずです。少子化云々の前に子どもを育てる豊かさが全く享受できない。罰を受けているような感覚になってしまうのは、本当によくないことなので、そこがうまく明るい方向になっていけるような計画になると良いと思います。各論的な話でいくと、家庭で生活し続ける、分離は本当の最後になるため、ショートステイの話はとても貴重な御意見だと思って伺っていました。

国分寺市内には児童養護施設がないと思います。恐らく枠を使っているのだと思いますが、里親をうまく使っている市町村もあると調査では出てきているので、国分寺市内に登録されている里親がどれぐらいいるのか、実は都の管轄ではありますが、市で生活されているので、うまく連携できればと思いました。

あとは、計画が分かりにくいと、理解するまでに時間が掛かります。これを子どもから意見を聞くときに説明しないといけないので、子どもに分かりやすいものをまずは作ることが今後の私たちのハードルだと思います。作って、聞いて、それでフィードバックをすることがこども家庭庁でも示されている非常に大事なプロセスです。子どもにこんな感じで作ったよと説明しにいかないなりません。子どもに伝わる言葉で計画のことがうまく説明ができるようになると良いかと思いました。

最後ですが、今回、傍聴者にも託児がつくようになりました。都の児童福祉審議会は、託児がついていて、私は出産を挟んで児童福祉審議会委員だったので、子どもを初めて預けたのは都の児童福祉審議会の託児です。託児があるとすごくウェルカムな感じですね。社会復帰しやすい感じがすごく良いと話をすると、今回も託児がついていて、もっと広く知らせてもらいたい。理念はさっき大事だとありましたが本当にそうです。子育てを考えるこの会議が子育て世代の人たちにとってオープンな場になるのはすごく大事なことだと思うので、堂々と託児をやって傍聴に来てくださいとやるのが良いと勝手に思いました。

委員長 本日のキーワードとして切れ目があります。全体的にこども家庭庁でも切れ目はキーワードだと思いますが、この切れ目について本当にもっと深く広く考えると面白いと言いますか、様々な課題が出てくると思って話を聞いていました。今、様々な話でもあるように、切れ目のないはずと言ってはいますが、切れ目だらけの切れ目を多く作っている子育て施策がここ最近の動向ではないかと思っています。本日お集まりの一定子育てに理解のある方々ですら大変難しい計画と感じられているかと思いますが、それこそ子育ての経験のない方々にはもっと難しいと感じられるかと思っています。

福祉が契約になって、申請主義になっているにもかかわらず、申請手続きがあまりにも煩雑過ぎてサービスが利用できないのは本当に致命的です。あっても届かないのでは残念なことでありますので、この切れ目をいかに施策や取組をすることでしっかりと届くのか考えていきたいと思いました。こども基本法にある切れ目のないは、どちらか言えば発達段階で書いてある成長の切れ目で書いてありますが、本日の皆様からの話に出ていたように、子どもの生活の切れ目だと思います。別に幼児から小学生ではなく、今日1日の生活が切れ切れである子どもたちや親が非常に多いです。永野副委員長も本日、

病児保育になると違う人に預けなければいけない、子どもが不安に思う日にいつも見てくれている人がこの制度では使えませんかとなる。私にも経験があります。私はベビーシッターの制度を使っていますから、預けた先にお迎えに行っただけではいけないらしいのです。待機児童対策でお迎えに行っただけではいけない。お迎えは別の方に別のチケットを使って行ってもらうてください。そこも子どもが不安になる場面です。初めて預けられたといったところで、たった1時間のお迎えだけに別の人がやるなどこれは意外と使ってみないと分からない制度です。

切れ目のないといったときに、政策を立てる立場だと、ここにはこの政策が埋まっていますと言うと埋まったような感じがするのですが、子どもの生活から見たときに、どんな暮らしになっているのかは本当に大事なことです。その最たるものが当然虐待措置で、転居を伴うことや、保護になることだと思います。個別に対応していくには、個別メニューを立てることとはイコールではないです。そのことによる副作用をしっかりと考えておかなければならないと思います。

日本の子育ては、かなりの長い間家庭教育と言いますか、両親がその子の送り迎えをし、様々な話をして、ある意味では 24 時間やってきて、それが個別の配慮が弾力的にしやすいわけですが、社会の変化でメニュー化したものを使っていくときに、非常に副作用が出てくる。ヤングケアラー対策、貧困対策、発達障害の子どもへの支援対策とメニューが分かると、それぞれの事業者が担当します。そうすると子どもが振り分けられていきます。同じ地域の同じ学校の子どもであっても、専用の居場所に行く。それ自体は個別にケアができていいかもしれないですが、その副作用は問題が全く違う当事者から見ると遠くなることです。ニュースで見る世界になってしまいます。

私、沖縄県名護市で育っていますが、今は名護市でも生活困窮者の学習支援はバスも出してくれるので、みんなそっちに行ってしまうので、公民館の関係者は全くその子たちを知らないことになってしまいます。そのような問題になると、子どもの生活が繋がっているか、友達の多様性の理解でもつながっているかなどの問題の副作用が出てきます。

国分寺市のいきいき計画では、そのような視点を持った子どもの権利だけではなく、生活全体に目配りした横断的な計画になればと本日の時点では思っています。今後の具体的な計画策定で、皆様からの意見を踏まえながら作っていただければと思っています。本日は様々な貴重な御意見を本当にありがとうございました。

## 7 市民意向調査(案)について

委員長 次に7 市民意向調査(案)について、まさにニーズを拾うことだと思いますが、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料5-1-10 を御覧いただければと思います。先ほどスケジュールについて、少し説明させていただきましたが、今年度は多角的に資料と情報を整理して、どのような計画にしていくべきかの方向性を見定めていく話をさせていただきましたが、そのアンケートの件でございます。

「次期国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画に係る市民意向調査概要について

て」で、このアンケート調査はどのようなものなのか少し説明させていただければと思います。本日は次回の議題の内容の説明となります。そもそも市民意向調査は、次期計画の基礎資料とするために、市民の生活実態やニーズ等を把握することを目的に実施します。調査の対象と種類ですが、4種類の調査を行う予定です。この4種類は、年齢、世代別になります。1つは、就学前児童の保護者、小学生とその保護者が1セットになります。12歳から18歳は、中学生や高校生を想定しています。4つ目としては、18歳から39歳、この4種類の調査を合わせて3,000件で行うことを想定しております。内訳については、調整中でまだ明確にはっきりと決めてはいないのですが、数の割り振りをして調査を実施できればと考えております。調査期間は、先ほどのスケジュールのとおり、10月頃を目安としております。調査内容についての御案内やその回収方法についてですが、無作為抽出によって対象となった御家庭に郵送でお送りさせていただいて、それを書面またはインターネット、スマホやパソコンから回答ができるような仕組みとしたいと考えています。市民意向調査については、アンケートと併せて直接お子さんなどから意見を聞く機会を設けたいと考えております。資料5-1-9が前回の就学前児童の保護者を対象にしたアンケートになります。これを実際のイメージとして資料とさせていただきました。現在、内容について整理をしておりますが、資料5-1-11から5-1-13までが現在事務局として考えているアンケートになります。まだ帳票にしておりませんが、4種類の調査と言っておきながら3種類になっているのは、資料5-1-11を御覧いただきますと、真ん中に「①就学前児童の保護者」「②小学生保護者」があると思います。この2つの区分はお聞きする内容が似通っており、一部質問内容等が変わりますが、共通の表にしております。そのためこの3種類となっております。

次回改めて説明させていただければと思いますが、先ほど申しましたことも基本法に基づく市町村子ども計画を作るに当たって、エッセンスとなる情報などを皆様からいただきたいと考えております。

アンケートをまとめ上げまして、今年度末までに分析報告書としてまとめ上げたいと考えております。最終的な報告書については、次年度を迎えてから皆様に報告をさせていただく予定ですが、暫定的なものについては、第3回会議での紹介を考えております。皆様にお願いです、第2回会議前までに一度回答していただきたいと考えております。保護者の立場でも構いませんし、12歳の子どもの立場で回答いただいて、この質問は少し分かりづらい、こういった表現が適切ではないかと、様々な見方があるかと思えます。事務局なりに非常に検討を重ねて作った案ではございますが、皆様からの意見を基にしっかりブラッシュアップをしたいと考えております。

言い訳になってしまうのですが、ぎりぎりまでこの質問項目の構成、選択項目の入れ替え、取捨選択をしていた関係で、誤字、脱字が残ってしまっております。例えば通番が飛んでいるなどがところどころに出てきておりますが、こちらについては事務局で改めてしっかりと見直して整理をしたいと考えておりますので、内容を御覧いただけると幸いです。

本来であれば、質問内容の意図について説明ができれば理想でしたが、お時間の都

合もありますので、まずは一旦皆様に御回答をいただいて、御意見などがございましたら、メール等であらかじめいただければ、次回の会議において回答できるよう準備を進めたいと思っております。メールでまた改めて御連絡させていただきますが、8月14日までに御意見などをいただければ、次回までに資料にできるかと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

委員長 小学生の立場になっても構わないので、その立場と回答を踏まえて、14日月曜日までに御意見を送ってくださいますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、8 その他について、事務局からお願いいたします。

事務局 本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。次回の日程と議題について確認をさせていただければと思います。次回8月28日月曜日、時間、場所は、本日より午後3時から第1・第2委員会室で予定しております。議題については2点予定しております。1点目は、先ほど説明させていただきました市民意向調査(案)について。2点目は、子どもの意見聴取、直接子どもから意見を聞きますが、事務局としての考えをまずはお示ししたいと考えております。実は、テストとして児童館・学童にお邪魔をさせていただいて、子どもから意見を聞いておりますので、そういった経験も踏まえて皆様に御提案ができればと考えております。皆様、現場で非常に活躍されているお立場での専門的な御意見等をいただければと考えております。何とぞよろしくお願いいたします。

また、資料については、今回直前の送付となりまして申し訳ございませんでした。会議の1週間前程度にはお送りできるように、また次回からメールでの資料送付もできればと考えております。また、次回の委員会についても、5時ぐらいまでになるかと思いますが、何とぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。次回は8月28日月曜日、15時から17時でお願いしたいと思っております。場所も本日より同じと確認させていただきます。

それでは、少し時間を超過してしまいまして、申し訳ありませんでした。

以上をもちまして、本委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

—了—